三　温度基準器
イ　［略］
ロ　体温計用基準電気式温度計
四～六　［略］
七　圧力基準器
イ・ロ　［略］
ハ　基準電気式圧力計
ニ　［略］
八～十四　［略］
（基準器検査証印を付する部分）

第二十条　基準器検査証印を付する基準器の部分は、次のとおりとする。

一・二　［略］
三　温度基準器については、次の部分
イ　基準ガラス製温度計については、上端付近
ロ　体温計用基準電気式温度計については、本体の見やすい箇所
四～六　［略］
七　圧力基準器については、次の部分
イ・ロ　［略］
ハ　基準電気式圧力計及び血圧計用基準圧力計については、本体の見やすい箇所
八～十　［略］
2・3　［略］
（基準器検査証印の有効期間）

第二十一条　法第百四条第二項の経済産業省令で定める基準器検査証印の有効期間は、次の表の上欄に掲げる基準器の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

基準器の種類	有効期間
一・二　［略］	［略］
三　温度基準器	
イ　基準ガラス製温度計	［削る］
ロ　体温計用基準電気式温度計	五年
四～六　［略］	三年
七　圧力基準器	［略］
イ　［略］	［略］
ロ　基準電気式圧力計及び血圧計用基準圧力計	三年
八～十二　［略］	［略］

三　温度基準器
イ　［略］
［新設］
四～六　［略］
七　圧力基準器
イ・ロ　［略］
［新設］
ハ　［略］
八～十四　［略］
（基準器検査証印を付する部分）

第二十条　基準器検査証印を付する基準器の部分は、次のとおりとする。

一・二　［略］
三　温度基準器については、上端付近
［新設］
［新設］
四～六　［略］
七　圧力基準器については、次の部分
イ・ロ　［略］
ハ　血圧計用基準圧力計については、本体の見やすい箇所
八～十　［略］
2・3　［略］
（基準器検査証印の有効期間）

第二十一条　法第百四条第二項の経済産業省令で定める基準器検査証印の有効期間は、次の表の上欄に掲げる基準器の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

基準器の種類	有効期間
一・二　［略］	［略］
三　温度基準器	
［新設］	五年
［新設］	［新設］
四～六　［略］	［新設］
七　圧力基準器	［略］
イ　［略］	［略］
ロ　血圧計用基準圧力計	一年
八～十二　［略］	［略］